

## V 市の具体的施策

---

### 1 介護予防と自立支援介護の推進

#### (1) 介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）

平成29年4月より移行した総合事業では、従来の「介護予防訪問介護」・「介護予防通所介護」に相当するサービスに加え、弘前市独自の新たなサービスも実施しました。

第7期では、協議体及び生活支援コーディネーターを配置済みである第1層（市全域）に加え、より地域に近い第2層（生活圏域等）に配置し、地域の課題解決や地域の支え合い体制づくりを推進するため、多様なサービスの創出や供給体制の実現を図ります。

#### ①第7期で継続して実施するサービス

##### (ア) 訪問型サービス

従来の介護予防訪問介護サービスに相当するサービスを引き続き実施します。

##### (イ) 通所型サービス

従来の介護予防通所介護サービスに相当するサービスを引き続き実施します。

##### (ウ) 通所型サービスC

従来の通所型介護予防事業を、3か月～6か月の短期間で生活機能を改善するための運動器の機能向上プログラムとして引き続き実施します。なお、自立支援のための効果的な通所型サービスCのあり方や方向性を第7期で検討します。

#### ②新たなサービスについて

これまで取り組んできた、生きがい対応型デイサービスや生活支援サービス等の事業については、実績や効果を踏まえた上で総合事業への移行を図ります。

また、その他の新たな取組やサービスについては、第1層や第2層の協議体等で地域の課題やニーズを把握・検討し、多様な主体と協働しながら高齢者福祉の充実を図ります。

#### ③介護予防ケアマネジメント

要支援者及び事業対象者の自立支援を目的として、心身の状況や置かれている環境に応じて、訪問型サービス、通所型サービス、その他の生活支援サービスのほか、一般介護予防事業や市の施策、民間企業等により実施される生活支援サービスも含め、要支援者等の状況にあった適切なサービスが包括的かつ効率的に提供され、必要な援助が行われるように、地域包括支援センター等を支援します。

## (2) 自立支援・介護予防等の推進

弘前市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果報告書において、当市の平成28年11月現在の要介護等認定率は20.1%で、内訳は要介護認定者が12.5%、要支援認定者は7.6%となっています。

また要介護認定を受けていない一般高齢者は79.9%で、その内訳は、元気高齢者が3.1%、旧一次予防事業対象者が26.3%、要援護者が50.5%となっており、一般高齢者の中に要介護となるリスクの高い高齢者が相当程度存在しています。

### ①自立支援介護推進事業

一般高齢者が要介護状態にならないように、または遅らせるようにすることを目的に、更には、要介護認定を受けた人の要介護度の改善や重度化予防を目的に、本人の家族、事業者を対象に各種施策をパッケージで実施し、自立支援介護への取組を支援します。

#### (ア) 要介護度改善支援奨励事業

介護保険施設に入所している被保険者又は通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護若しくは認知症対応型通所介護を利用している被保険者の要介護状態の軽減が図られた場合に、軽減に至るサービスの質を評価し、改善の段階に応じて奨励金を交付することにより、当該事業所職員の意欲向上と職員の処遇改善を図り、質の高い介護サービスが継続して提供されることを推進します。

	平成30年度 (2018年度)	2019年度	2020年度
要介護度改善支援奨励金対象者(人)	110	110	110

#### (イ) 介護機器導入事業費補助事業

介護事業者の要介護度改善に対する取組を支援するため、介護保険施設を中心に専用機器の購入費等に係る経費を補助します。

	平成30年度 (2018年度)	2019年度	2020年度
機器導入事業所数(事業所)	3	3	3

#### (ウ) 自立支援介護研修会

認知症の重度化予防や症状の改善を目指し、自立支援介護の基本ケアを実践する介護保険施設や家族向けの実践型講習「認知症あんしん生活実践塾」を開催します。

	平成30年度 (2018年度)	2019年度	2020年度
あんしん塾開催回数(回)	6	6	6

## (エ) パワーリハビリテーション推進事業

パワーリハビリテーションに取り組む事業者で組織する協議会による研修会や事業者間での知識や技術の共有など、スキルアップや効果の検証等の自主的な取組に対し支援し、自立支援介護の取組を推進します。

## ②介護予防事業

高齢者が、地域の中で出来るだけ介護に頼らず自立した生活を送れるように、また、介護が必要な状態となった場合にも、心身の機能を維持・改善しながら生きがいや役割、居場所を持ち、生き生きと生活できる地域の実現を目指し、次の事業を実施します。

### (ア) 在宅患者訪問歯科診療事業

歯科医師が在宅のねたきり高齢者、身体障がい者等を訪問し、歯科診療や口腔衛生指導を行い、対象者の健康保持を図ります。

	平成30年度 (2018年度)	2019年度	2020年度
歯科診療対応患者数(人)	850	850	850

### (イ) 介護予防普及啓発事業

高齢者に身近な地域の公民館や集会所などで、地区組織等と連携しながら健康講座を実施し、地域に密着した介護予防の普及啓発活動を推進します。

### (ウ) 高齢者健康トレーニング教室

高齢者の健康寿命をできるだけ伸ばし要介護状態にならないよう、介護予防の拠点として開設した、専用のトレーニングマシンを使用したトレーニング教室を開催します。また、地域の公民館等で特別教室等を行い、介護予防や健康増進を図ります。

	平成30年度 (2018年度)	2019年度	2020年度
延利用者数(人)	33,000	36,000	38,000

### (エ) 高齢者ふれあいの居場所づくり事業

地域の公民館や集会所、個人宅等を利用し、交流を目的とした高齢者の居場所づくりを支援することにより、高齢者の社会参加を促し、地域における支え合い活動の推進を図ります。

	平成30年度 (2018年度)	2019年度	2020年度
居場所実施数(箇所)	30	40	50

(オ) 生きがい対応型デイサービス事業

介護保険適用外で介護予防が必要な高齢者に対し、通所による日常動作訓練等のサービスを提供することにより、心身機能の維持・改善を図ります。  
※今後「介護予防・日常生活支援総合事業」への移行を図ります。

## 2 地域包括ケアの推進

人口減少や高齢化が進展する中、2025年には、いわゆる「団塊の世代」が75歳以上となる超高齢社会を迎えることとなります。こうした人口構造の変化がもたらす地域の支える力の低下に対応し、住み慣れた地域で尊厳ある自立した生活を継続できるように「介護」、「予防」、「医療」、「生活支援サービス」、「住まい」の5つを利用者のニーズに応じて継続的に提供できる体制である地域包括ケアシステムの構築が課題となっています。

当市の介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果報告書では、要介護認定を受けていない一般高齢者世帯の構成は、単身高齢者世帯が17.1%、高齢者夫婦二人暮らし世帯が29%、夫婦二人暮らし世帯（配偶者が65歳未満）が5%、子供との2世帯が23.8%、その他の世帯が22.9%となっており、高齢者のいる世帯に占める高齢者のみの世帯の割合は約5割となっています。

また同調査結果から、要介護認定を受けていない一般高齢者の中に要介護となるリスクの高い高齢者である要援護者が50.5%を占め、支援を必要とする世帯・高齢者は今後も増加が見込まれています。

### （1）地域包括支援センターの体制強化

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で日常生活を営むことができるように、介護予防、総合相談支援、権利擁護など適切に支援していくことが求められています。

市では、地域包括ケアの中心的な役割を担う地域包括支援センターを市内7か所に設置し、また地域の住民の利便性を考慮し、身近なところで相談を受けつけ、地域包括支援センターにつなぐための役割として15か所の在宅介護支援センターを窓口として設けています。

今後地域包括支援センターが果たす役割は増加していくものと思われ、また国は機能強化を求めており、運営体制の強化を図ります。

### （2）在宅医療・介護の連携推進

2025年にいわゆる「団塊の世代」が全て75歳以上となる超高齢社会の到来が控えており、今後医療を必要とする要介護者、認知症高齢者の増加など、医療・介護ニーズの増大が見込まれています。

住み慣れた地域で尊厳ある自立した生活を継続できる地域包括ケアシステムを構築するための課題として、医師をはじめとした多職種連携体制の構築、24時間切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築など在宅医療と介護の円滑な連携体制の構築が求められています。

市では在宅医療において中心的な役割を担っている弘前市医師会に在宅医療・介護連携推進のための事業を委託して、体制構築を図っていくこととしています。

### (3) 地域ケア会議の推進

地域包括ケアシステムを構築するうえで、地域課題の把握、地域づくり、政策形成を行う機能を有する地域ケア会議が重要な役割を担うものであることから、適切に地域ケア会議を運営していくために、地域包括支援センターに対して運営、課題抽出、課題解決などに対する支援を継続していきます。

また、市が主催する市の全体的課題に対応するための地域ケア会議を開催することとしています。

### (4) 生活支援の充実・地域づくり

今後支援が特に必要となる単身高齢者及び高齢者夫婦二人暮らし世帯が世帯類型の中で大きな割合を占めていくことを踏まえて、地域住民の力を活用した生活支援等のサービスを充実させ、高齢者の引きこもり防止、また社会参加に向けた地域における支え合い体制づくりが求められています。

市では、地域における支え合い体制づくりのために、国の生活支援体制整備事業により生活支援コーディネーターを設置し、地域の支え合い体制づくりを進めることとしています。

### (5) 安心安全見守りネットワーク事業

一人暮らし高齢者等の見守りネットワーク体制を作り、異常の早期発見により孤立死を未然に防ぎ、地域を見守ります。

### (6) ほのぼのコミュニティ21推進事業

住民ボランティアの協力により、在宅のひとり暮らし高齢者や障がい者等を定期的に訪問し、孤独感の解消、精神的ふれあいの促進を図りながら、安否確認等を行います。

### (7) 権利擁護事業（虐待の防止、虐待の早期発見等）

高齢者虐待の早期発見・早期対応や、消費者被害などの高齢者に関する問題発生をできるだけ未然に防ぐことができるとともに、認知症などで判断能力が不十分な高齢者に対して、成年後見制度利用促進基本計画を踏まえた地域連携ネットワークを活用して必要な支援をします。

### 3 高齢者の社会参加・生きがいつくりの推進

人口減少や高齢化の進行など様々な問題を抱える中、高齢者が年齢にとらわれることなく、地域の中で生きがいと役割、居場所を持ちながら、生き生きとした生活を送るとともに、出来るだけ介護に頼らない自立した生活をしていくために、生きがいつくり活動は必要不可欠なものとして、益々その重要性が増してきています。

また、高齢化の進展により、元気で活発に行動する高齢者が増加しており、趣味嗜好の多様化やライフスタイルも変化していることから、それらを踏まえ、状況にあった支援が求められています。

市では、今後とも、高齢者が持つ知識や経験を活かした社会参加活動やスポーツ・レクリエーション・趣味活動による生きがいつくりを積極的に支援していくほか、働くことで生きがいを感じる高齢者も多数いることから、高齢者の就労等についての支援も強化していくため、次の取り組みを実施していきます。

#### (1) 老人クラブへの支援

老人クラブは地域に根付いた自主的な組織であり、清掃活動、文化・スポーツ活動、地域ボランティア活動など、様々な分野で活動しています。

近年、会員の高齢化などによりクラブ数及び会員数とも減少傾向にありますが、今後、2025年問題など高齢化がさらに深刻になる中で、地域における老人クラブの役割は、一層重要になってくると考えられます。

このことから、老人クラブの活動が暮らしを豊かにするだけでなく、地域に貢献できるよう、引き続き側面から支援していきます。

○クラブ数と会員数（平成29年4月1日現在）

単位老人クラブ数	143クラブ
会員数	4,578人
組織率	7.1%

組織率：60歳以上人口（65,527人）に占める会員数の割合

## ○老人クラブの主な活動内容

活動名	活動内容
社会奉仕活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>●清掃奉仕：道路・河川・公園等の清掃（草刈り）</li> <li>●募金協力</li> <li>●廃品回収：空缶、空きビン回収</li> <li>●友愛訪問：ねたきり高齢者等への見舞い訪問</li> <li>●世代間等交流：子供会、婦人会、敬老会など</li> <li>●各種施設の慰問</li> <li>●児童や生徒の登下校時の見守り活動</li> <li>●地域美化運動：花壇の管理、植樹（花）</li> </ul>
教養講座開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>●健康教育講座：認知症、健康管理、老人健康食、応急処置の仕方</li> <li>●交通安全教育</li> <li>●社会問題等教育講座</li> <li>●生きがい講座：短歌、俳句、書道、絵画等</li> <li>●郷土文化の伝承：歴史、民謡、民芸等</li> <li>●文化施設等見学：美術館、博物館、史跡、名勝等</li> </ul>
健康増進事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●各種スポーツ大会の開催及び参加：ゲートボール、グラウンド・ゴルフ、軽スポーツ等</li> <li>●ニュースポーツ講習会等への参加等</li> <li>●体操、ダンス、踊り等への参加</li> </ul>

## （２）敬老大会（敬老事業）

敬老大会は市民の間に広く高齢者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、高齢者に対し自らの生活の向上に努める意欲を促すために開催されています。

近年、大会の対象者である75歳以上の市民がより参加しやすいように町会単位の開催が増えています。大会の運営側も高齢化していることなど、様々な課題があります。市としては、地域住民が負担を感じることなく長寿を祝えるよう、発展的な行事のあり方を検討していきます。



### (3) 健康・生きがいづくり推進事業

冬場に高齢者の健康保持、生きがいづくり、交流等のため4つのスポーツ大会を行います。

### (4) 老人福祉センター、生きがいセンター等の利活用の推進

65歳以上の市民は、健康増進、教養の向上、レクリエーション、生きがいづくり等の場として、老人福祉センター、生きがいセンター、交流センターを無料で利用できます。今後も、高齢者が安心して活動できる場として機能するよう配慮しながら、これらの施設における生きがい教室やサークル活動への参加を推進します。

また、岩木ふれあいセンターにおける岩木地区等の老人クラブに対する利用料減免の事業も継続します。

### (5) 高齢者への就労支援

少子高齢化が深刻になる中で、労働人口の減少は大きな問題となっている一方、市のニーズ調査では、「収入のある仕事に従事すること」で生きがいを感じる高齢者が67.6%と高い割合を占めています。このことから、就業やボランティアを希望する元気な高齢者が、今後の社会を支える新たな存在として期待されており、市では高齢者が働ける環境づくりと維持に努めていきます。

#### ① シルバー人材センターへの支援

高齢者がこれまで培ってきた知識や技術を活かし働くことは、心身の健康を保つために重要であり、高齢者が生きがいを持って働くことができる環境を確保することが重要です。

公益社団法人シルバー人材センターは、就業を希望する高齢者に対し、その意欲と能力に応じた就業の機会を確保し組織的に提供することなどで、高齢者の生きがいの充実と福祉の増進を図ります。市では引き続きその活動を支援していきます。

#### ② 元気なシニア世代が活躍する仕組みづくり

元気で意欲のある高齢者を対象に、社会参加の希望や地域貢献の意欲に応えることで、生きがいづくりにつながる仕組みを調査・研究していきます。

(6) その他の生きがい対策の推進

① 生涯学習の推進

公民館との連携により、高齢者の社会参加や生きがいづくりのための多様な学習機会の提供に努めます。

高齢者教養講座等の開設	※概ね 60 歳以上の高齢者を対象に一般教養、趣味等の講座を開催 ○中央公民館主催の高齢者教室（ベテランズセミナー） 平成 28 年度 13 回開催 教室生 110 人（男 28 人、女 82 人） ○地区公民館主催の高齢者教室（12 教室） 平成 28 年度 184 回開催 教室生 587 人（男 137 人、女 450 人）
-------------	---

② 高齢者の公共施設無料利用制度の継続

65 歳以上の市民が文化活動やスポーツ活動等に参加しやすくなり、社会参加の促進、健康・生きがいづくりの推進に役立つように、引き続き継続実施します。

③ その他

各種団体が主催する事業等への積極的な参加を呼びかけ、その推進を図ります。

区分	事業内容
健康づくり推進	健康講座（弘前市老人クラブ連合会主催）
高齢者等の作品展	弘前市総合福祉作品展 （弘前市社会福祉協議会主催）
高齢者スポーツ大会等の開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ゲートボール大会、グラウンド・ゴルフ大会 （弘前市老人クラブ連合会主催）</li> <li>●ふれあい高齢者スポーツ親善大会 （弘前市社会福祉協議会主催）</li> <li>●ふれあい高齢者軽スポーツ研修事業 （弘前市社会福祉協議会主催）</li> </ul>
レクリエーションの開催	芸能発表大会 （弘前市老人クラブ連合会主催）

## 4 認知症対策の推進

全国の認知症高齢者数は平成24年の厚生労働省推計で約462万人（高齢者人口の約15%）と予想されており、2025年には約700万人、65歳以上高齢者の約5人に1人に達すると見込まれています。

当市の認知症高齢者数は約7,400人と推計され今後も認知症の人の増加が見込まれており、認知症は誰もが関わる可能性のある身近な病気と言えることから、認知症の人や家族に対する様々な支援が求められています。

### （1）認知症の理解のための普及・啓発活動の推進

認知症は身近な病気となりつつあり、個人、家庭、職場、地域社会において認知症への正しい理解を深めることが、認知症の人や家族が地域社会の中で普段と変わらずに生活していくために重要となります。

市では、地域や職場において認知症の人と家族をさり気なく見守り支える認知症サポーターの養成に積極的に取り組みます。また、認知症の人を発見した時に適切に対応できるように、各地域において徘徊模擬訓練を開催し、認知症の人やその家族が安心して暮らすことのできる地域社会を目指します。

	平成30年度 (2018年度)	2019年度	2020年度
サポーター養成数(人)	3,600	1,600	1,600
総サポーター数(人)	10,592	12,192	13,792

### （2）早期診断・早期対応のための支援体制整備

医療・介護の専門職が、認知症が疑われる人や認知症の人及び家族を訪問し必要な医療や介護の初期支援を包括的、集中的に行い、自立生活のサポートを行う認知症初期集中支援チームを設置しました。同時に初期集中支援が適切に行われるように設置した関係機関・団体で構成される認知症初期集中支援チーム検討委員会とともに、認知症初期集中支援チームの活動が円滑に行われるように支援します。

### （3）医療・介護等の適切な連携推進

当市における認知症に係る医療・介護サービスの標準的な流れを示した認知症ケアパスを作成し、認知症の人や家族、医療・介護関係者等で共有され、適切に切れ目なくサービスが提供されるように活用を推進します。

また、認知症の人やその家族への相談支援等を行う認知症地域支援推進員を地域包括支援センターに配置し、医療・介護の適切な連携が図れるようにします。

### （4）認知症の人の介護者への支援

認知症の人や家族が、地域の人や専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う認知症カフェや認知症の人と家族のつどいの取り組みを推進します。

また、認知症の人の家族向け介護教室や認知症症状の改善、重度化予防のケアの実践塾を開催し、認知症の人や家族の精神的身体的負担の軽減に取り組みます。

(5) 健康講座

各地区において、認知症予防の講座を開催します。

(6) 成年後見制度の利用をはじめとする権利擁護（虐待防止を含む）の促進

判断能力が不十分な認知症の人を法的に支援する「成年後見制度」利用促進のために、制度の周知を図ります。

併せて、成年後見人等の需要の増大に対するため、市民後見人の育成を進めていきます。

## 5 在宅福祉サービス等の充実

### (1) 在宅福祉サービス

平成30年度からの在宅福祉サービスの提供を以下のように計画しています。

#### ① 生活支援事業

生活支援の必要な高齢者に対しホームヘルパーを派遣することにより、要介護等状態への進行を防止します。また、平成30年4月から介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービスへの移行を検討します。

#### ② 緊急通報システム事業

緊急通報装置を貸与することにより緊急時に早急に対応することで、ひとり暮らし高齢者等の不安を解消します。

#### ③ ねたきり高齢者寝具丸洗いサービス事業

在宅ねたきり高齢者の寝具類を年1回無料で洗濯・乾燥・殺菌・消毒することにより、快適な生活を維持します。

#### ④ 外出支援サービス（岩木地区）

高齢や障がいのため歩行が不自由な人を対象に、自宅と医療機関等との間を移送用車両で送迎することにより、地域での在宅生活を維持します。

#### ⑤ 健康・生きがいづくり推進事業

冬場に高齢者の健康保持、生きがいづくり、交流等のため4つのスポーツ大会を行います。

#### ⑥ 歩行安全杖支給事業

歩行に杖が必要な65歳以上の高齢者に対して、杖を支給し歩行時の安全を確保します。

#### ⑦ 高齢者はり・きゅう・マッサージ施術料助成事業

高齢者がはり・きゅう・マッサージの施術を受けたとき、料金の一部を助成して、高齢者の負担を軽減します。

#### ⑧ ねたきり高齢者等紙おむつ支給事業

紙おむつを支給することにより、在宅のねたきり高齢者等の保健衛生を保ち、対象者の属する世帯の経済的負担を軽減します。

- ⑨ 在宅高齢者短期入所事業  
家族の病気や冠婚葬祭等のため、同居している高齢者の世話ができない場合、1週間をめぐりに高齢者を養護老人ホームへ短期入所させて家族の負担を軽減します。
- ⑩ 福祉バス運営事業（相馬地区）  
老人クラブや社会福祉協議会などの福祉関係団体にバスを貸し出し、団体の活動を促進します。

## （2）ボランティア等の活動の支援、連携推進

高齢者の福祉施策の推進は、行政だけで支えるものではなく、地域住民の支え合いが不可欠であり、ボランティアの果たす役割が大きくなっています。このことから、ボランティア活動への積極的な参加の促進が今後さらに重要になると考えられます。

ひとり暮らし高齢者等の除雪困難者を支援する弘前市社会福祉協議会の除雪支援事業の経費の一部を助成し、地域におけるボランティアによる除雪活動と引き続き連携を強化します。また、地元学生ボランティアとの連携も引き続き強化します。

市が市民参画センター内に開設している「ボランティア支援センター」では、職員が市民のボランティアに関する様々な相談に対応するとともに、情報提供やコーディネートを行っています。また、ボランティア交流まつり、ほっと・ぼらんていあ、1日体験ボランティアなど、ボランティア活動の普及と活動者相互の交流を図っています。

その他、社会福祉協議会や老人クラブにおいても各種ボランティア活動を行っています。

## 6 施設福祉サービス等の充実（介護施設以外）

### （1）入所・入居施設

施設入所を希望する高齢者やその家族に対して、『高齢者介護保健福祉ガイドブック』等で適切かつ多様な施設等の情報提供に努めます。

#### ① 養護老人ホーム

養護老人ホームは、比較的自立した、おおむね65歳以上の高齢者が入所できる施設で、家庭環境や経済的理由により居宅での生活が困難な人を、市が入所措置する施設です。

② 軽費老人ホーム（A型）

軽費老人ホームは、家庭環境、住宅事情等の理由により居宅において生活することが困難な60歳以上の人が低額な料金で入所でき、日常生活上必要なサービスを受けることができる施設です。

③ ケアハウス

ケアハウスは、身体機能の低下や高齢により独立して生活するには不安が認められる60歳以上の人が入所でき、生活相談や入浴、食事等のサービスを受けるとともに、虚弱化が進行した場合は介護保険サービス等の利用により対応します。

④ 生活支援ハウス

生活支援ハウスは、60歳以上のひとり暮らしの方、夫婦のみの世帯に属する方、または家族による援助を受けることが困難な方で、身体機能の低下や高齢により独立して生活することに不安のある方が低料金で入居できる施設です。

(2) 健康・生きがいづくりのための施設

① 老人福祉センター

老人福祉センターは、65歳以上の高齢者に対し、健康増進・趣味や教養講座の開催、レクリエーション等の場を提供する施設です。

② その他健康・生きがいづくり等のための施設

弘前市生きがいセンター及び岩木保健福祉センターの福祉センター部分は、高齢者間の交流等を目的とした施設で、健康増進や趣味、教養の向上、レクリエーションの場等を提供しています。

(3) 高齢者住宅における生活支援や情報提供

① 高齢者世話付き住宅（シルバーハウジング）等における生活支援の継続

高齢者世話付き住宅とは、手すりの取り付けや段差解消など、バリアフリー化された公営の住宅です。緑ヶ丘、城西二丁目、城西五丁目、桜ヶ丘、青葉の5か所の市営住宅の1階に、高齢者世話付き住宅の入居者に向け、シルバーハウス（高齢者生活相談所）を設置しています。

市では、これらに生活援助員（LSA）を配置し、生活指導、安否確認、緊急時における連絡などを行い高齢者の生活を支援します。

また、市内に旧高齢者向け優良住宅として建設された「りんごの樹」と「ベルメゾンいわき」についても、引き続き生活援助員を配置することとし、高齢者の生活指導や安否確認を行います。

## ② 民間主導で設置されている住宅等の情報提供

### (ア) 有料老人ホーム

有料老人ホームは、入居の高齢者に対して、入浴、排せつ、食事の介護、食事の提供、洗濯、掃除等の家事または健康管理を提供する施設です。平成18年の老人福祉法の改正で人数要件が廃止され、それまで単に高齢者を入居対象とした住宅で食事の提供などを行っていたものなどが有料老人ホームに切り替わり、施設数が大幅に増加しました。施設の開設については、届出制であるため、都道府県が定める要件等を満たす場合は設置に至るものであり、全国的に施設数は増加しています。

現在市内にある有料老人ホーム（平成29年9月現在58か所、入所定員1,834人）は、いずれも「住宅型」で、介護が必要となった場合、入居者自身の選択により、地域の訪問介護等の介護サービスを利用しながらホームの居室での生活を継続することが可能です。

### (イ) サービス付き高齢者向け住宅

サービス付き高齢者向け住宅は、1戸当たりの床面積が原則25㎡以上でバリアフリー構造を持ち、日中は専門職員が常駐し入居者に安否確認と生活相談を行うことが義務付けられました。入居者が体調を崩した場合、職員が地域の介護、医療サービスに橋渡しをします。

都道府県では基準を満たした住宅をサービス付き高齢者向け住宅として登録し、一般に情報提供します。有料老人ホームも基準を満たせば、サービス付き高齢者向け住宅の登録ができます。

国は同住宅を整備する事業者に補助を出し普及を図ることから、今後同住宅の増加はこれまで同様続く傾向にあります。

※有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅は、家庭での介護が困難になり、有料老人ホーム等への入居も一つの選択肢として検討する高齢者やその家族がいることを踏まえ、県が公表する有料老人ホーム等の設置情報を常に把握し、市民からの問い合わせに対し情報提供できる体制を強化します。



## 7 介護保険事業の円滑な運営

### (1) 介護サービス相談体制の強化

介護保険サービスに関する苦情は、市町村または国民健康保険団体連合会が窓口となり対応しますが、これはトラブルが起きた際の事後処理が中心となっています。

市では、介護サービス利用者等の疑問や不満などを聞き取り、苦情となる前に解決を図るとともに、介護サービスの質の向上を図るため、介護相談員派遣等事業を実施しました。

介護相談員派遣等事業により、介護保険施設のサービスの質の向上については一定の効果を上げているところですが、市内の入所施設全てにおいて実施されていないことから、引き続き未実施施設への介護相談員派遣に向けての周知等に取り組みます。

### (2) 介護給付費適正化の推進

当市は、全国平均より高い高齢化率で推移し、特に介護を必要とする割合の高い75歳以上の後期高齢者が平成21年度から高齢者全体の半数以上を占めています。介護サービス利用者の増加に伴い介護給付費が増大しており、必要なサービスが提供されるためには、介護保険財政の健全性の確保と制度の安定運営に努めることが必要です。介護保険制度を維持し、介護サービスを必要とする方に真に必要なサービスを提供するために介護給付費適正化事業を実施します。

#### ① 要介護認定の適正化

居宅介護支援事業者による更新申請の際、ケアプランを担当している事業所とは別の事業所に調査を委託し、また、一部を市が調査することで、適正な認定となるよう努めます。

	平成30年度 (2018年度)	2019年度	2020年度
実施件数	1,850件	1,900件	1,950件

#### ② ケアプラン点検

サービス利用者の認定調査時期に合わせ、市が認定調査を行ったうえで、自立支援に資するプランとなっているか点検、指導します。

	平成30年度 (2018年度)	2019年度	2020年度
点検件数	200件	210件	220件
修正プラン数	150件	160件	170件

### ③住宅改修等の点検

事前審査や改修を行う住宅の状況等を工事前に確認し、サービス利用者の状態にそぐわない不適切な工事が無いか確認します。

	平成30年度 (2018年度)	2019年度	2020年度
現地確認件数	20件	22件	24件

### ④福祉用具購入、福祉用具貸与の調査

福祉用具購入については、申請時カタログ等を提示させ、定価より高額とならないよう指導します。

福祉用具貸与については、国保連の適正化システムより抽出される、福祉用具貸与費一覧表を公表することで、平均価格より大きく異なる価格とならないよう指導するとともに、認定調査等で居宅を訪問する際に不要に貸与されている用具が無い、適切に使用されているかを点検、指導します。

	平成30年度 (2018年度)	2019年度	2020年度
指導された件数	10件	12件	14件

### ⑤縦覧点検・医療情報との突合（国保連委託事業）

被保険者ごとに、複数月にまたがる介護報酬の支払い状況を確認し、サービスの整合性、回数、日数等の点検を行い、請求誤り等の早期発見に努めます。

また、医療保険情報と介護給付情報を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性を点検し、医療と介護の重複請求が無いか確認します。

	平成30年度 (2018年度)	2019年度	2020年度
過誤件数	100件	100件	100件

### ⑥ケアマネジャー研修会の開催

当市からの情報提供や、他事業所に勤務するケアマネジャーとの意見交換の場を提供するため、ケアマネジャー研修会を開催しケアマネジャー個々の資質向上を図ります。

また、ケアマネジャー研修会のうち1～2回をケアプラン作成に特化した研修会とし、外部から講師を迎え、自立支援に向けたケアプラン作成方法を学ぶことで、給付費の適正化を目指します。

	平成30年度 (2018年度)	2019年度	2020年度
研修会実施回数	5回	5回	5回
研修参加人数	480人	500人	520人

### (3) 介護人材の確保の促進

国・県・関係団体と連携し、介護関連職種への就業や介護従事者に対して研修や修学資金等に関する情報提供のほか、介護事業所に対して介護報酬処遇改善加算を積極的に活用するよう働きかけていきます。

## 8 その他高齢者への支援

### (1) 災害への対策

弘前市地域防災計画を基本に、災害発生時の安否確認や避難指示を想定し、平常時からの見守り体制の整備、避難行動要支援者名簿を活用した避難支援等関係者との連携を進めてまいります。

#### ① 災害発生時における民生委員等との連携

市内の高齢者は年々増加し、高齢者のみで生活する世帯も多く、災害発生時の高齢者に対する支援の必要性が高まっています。

民生委員・児童委員（26地区379人※平成29年8月末現在）は、町会を基準とした担当区域内で、高齢者等の見守り活動を行っています。災害発生時には、民生委員自身と家族の安全確保を前提に、見守り対象者の安否を確認します。また、町会や自主防災組織が主となり、避難誘導等の避難支援活動を行います。

また、市内7か所に設置している地域包括支援センターにおいても、高齢者の災害時の見守り活動を行っています。

#### ② 避難行動要支援者名簿の作成

市では、災害が発生した場合や発生するおそれがある場合に、自力で避難することが困難で、迅速な避難を確保するため特に支援を必要とする高齢者等を「避難行動要支援者」として事前に把握し、災害時による緊急時の避難支援や安否の確認などを実施するための「避難行動要支援者名簿」を作成しています。

この名簿は、対象となる本人の同意により、平常時から避難支援等関係者（消防本部・警察署・民生委員・自主防災組織等）に情報提供することとしています。